




高遊原汚泥汲み取り

業務隊長	決 裁				
	派遣隊長	施設班長	工事企画	水道係	管財
					

合 議				
管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	施設管理
				

仕様書

件名	高遊原汚泥汲み取り	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6年 2月 7日
		作成者	防衛事務官 梅井 美穂

1 総 則

本仕様書は、「高遊原汚泥汲み取り」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 実施事項

分屯地内浄化槽（500人槽×1基、5人槽×1基）の汚泥の汲み取り及び処分

4 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書による他、関係法令に基づき実施すること。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本業務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本業務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施すること。

5 特記事項

- (1) 汚泥汲み取りは四半期に1回行うものとし、汲み取り予定量は下表のとおりとする。また、実施日は監督官との調整によるものとする。

汲み取り時期	回数	汲み取り予定量
1四半期（6年6月）	1回	18,150kg
2四半期（6年9月）	1回	18,540kg
3四半期（6年12月）	1回	17,970kg
4四半期（7年3月）	1回	18,220kg
合 計	4回	72,880kg

- (2) 汚泥搬出前には、監督官によるおよその汲み取り量の確認（回収車タンク目盛の読み）を受けるものとする。
- (3) 汚泥の汲み取り、運搬及び処分は法令で定められた基準で実施し、処分完了後に受入処分場の証明書等を提出するものとする。なお、運搬車両毎に計量票が発行される場合は、全ての計量票の写しも提出するものとする。

